

## ガス供給に関する契約書(案)

松山市（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）は、松山市北条辻に建設する第一新開団地ガス供給事業において、乙がガス事業法に基づきガスを供給するにあたり、甲、乙間で次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、ガス供給等に関しては、ガス事業法及び関係法規に則り安全かつ継続的に供給を行うものとする。

第2条 乙は、ガス供給施設のうち、貯槽・特定ガス発生設備・建物外部導管・ガスメーター（遮断弁付）・ガス漏れ警報器を施工又は取付け、その所有権は乙が有し適切に維持管理するものとする。なお、乙は、緊急時ならびに通常点検時等においては、施設の所有権に関係なく、建物内に立ち入りできるものとする。

第3条 乙は、特定ガス発生設備においてガスを発生させガスを供給するものとし、ガス料金、その他の供給条件は四国経済産業局長の認可を受けたガス供給約款を適用するものとする。なお、ガス供給開始は、令和6年8月とする。

第4条 本契約に定めのない事項の発生及び社会経済情勢の変化等で前記各条に協議の必要が生じた場合は、甲・乙誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

以上、本契約の証として本書2通を作成し、各々記名捺印の上1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2  
松山市長 野志 克仁

乙